

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第6号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年12月17日 14時40分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港広畑区南方沖 姫路市所在の広畑東防波堤灯台から真方位201°4,000m付近 (概位 北緯34°43.8′ 東経134°36.8′)
事故等調査の経過	平成25年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 交通船兼作業船 五光 ^{ごこう} 、5トン未満 260-20021兵庫、五光海運有限会社 B 漁船 第1塩木丸 ^{しおき} 、4.89トン HG3-43149（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船首部外板に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、姫路港から姫路市家島港に帰港するために約20ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で南西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、船尾甲板で漁獲物の選別作業を行い、約3.7knの速力でえい網しながら西進中、平成24年12月17日14時40分ごろ、姫路港広畑区南方沖において、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、B船を左舷方に視認し、B船が避けてくれるものと思って航行中、衝突直前に右舵を取ったがA船とB船が衝突した。 船長Bは、A船と衝突するまでA船に気付かなかった。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、姫路港広畑区南方沖を南西進中、船長Aが、左舷方にB船を認めたが、B船がA船を避けるものと思い、衝突直前まで針路及び速力を保持して航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、姫路港広畑区沖をえい網しながら西進中、船長Bが船尾甲板で漁獲物の選別作業を行って航行したことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、姫路港広畑区南方沖において、A船が南西進中、B船がえい網しながら西進中、船長Aが、B船がA船を避けるものと思い、衝突直前まで針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが船尾甲板で漁獲物の選別作業を行って航行していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自船が保持船であっても、見張りを適切に行い、衝突を避けるための協力動作をとること。 ・ 低速でえい網している場合は、避航しにくいので、接近する他船を見落とすことがないように常時適切な見張りを行うこと。